ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

利用することができる駐車施設(以下「車

椅子使用者用駐車施設」という。)を100

区画未満にあっては1以上、100区画以上

岩手県規則第14号

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

利用することができる駐車施設(以下「車

いす使用者用駐車施設」という。)を100

区画未満にあっては1以上、100区画以上

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則(平成7年岩手県規則第97号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 別表第2(第6条関係) 別表第2(第6条関係) 1 建築物 (駐車場を含む。) 及びこれに附属する施設に関 1 建築物(駐車場を含む。)及びこれに附属する施設に関 する整備基準 する整備基準 整備項目 整備項目 整備基準 整備基準 [略] [略] 4 便所 (1) [略] 4 便所 (1) [略] (2) 不特定多数の者が利用する男子用小便 (2) 不特定多数の者が利用する男子用小便 器のある便所を設ける場合には、そのうち 器のある便所を設ける場合には、そのうち 1以上は、次に定める基準 1以上は、次に定める基準 ア「略] ア 「略] イ 洗浄装置は、くつべら式、光感知式そ イ 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その の他の操作が容易なものとすること。 他の操作が容易なものとすること。 ウ [略] ウ「略] (3) (1)及び(2)の便所を設ける場合には (3) (1)及び(2)の便所を設ける場合には 、次に定める基準 、次に定める基準 ア 「略] ア 「略] イ 床には、車いすを使用している者(以 イ 床には、車椅子を使用している者(以 下「車いす使用者」という。)が使用す 下「車椅子使用者」という。) が使用す る際に支障となる段を設けないこと。 る際に支障となる段を設けないこと。 ウ [略] ウ [略] エ ウの水栓器具を設けた手洗いのうち、 エ ウの水栓器具を設けた手洗いのうち、 1以上の手洗いの高さは、75センチメー 1以上の手洗いの高さは、75センチメー トル以上80センチメートル以下とし、下 トル以上80センチメートル以下とし、下 部に高さ65センチメートル以上で奥行き 部に高さ65センチメートル以上で奥行き 45センチメートル以上のけ込みを設ける 45センチメートル以上の蹴込みを設ける など車いす使用者の使用が容易なものと など車椅子使用者の使用が容易なものと すること。 すること。 [略] [略] 7 駐車 (1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場 7 駐車 (1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場 場 を設ける場合には、車いす使用者が円滑に 場 を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に

にあっては2以上設けること。ただし、機 械式の自動車車庫で、常時勤務する者によ り当該車庫への出入りがなされる場合にあ っては、この限りでない。

(2) 車いす使用者用駐車施設を設ける場合 には、次に定める基準

ア「略]

イ 積雪、落雪、路面凍結等に十分配慮し 、車いす使用者が安全に利用することが できる場所に設けること。

円滑化 経路

8 利用 (1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定 める経路のうち1以上を、<u>すべて</u>の人が安 全かつ円滑に利用できる経路(以下「利用 円滑化経路」という。)とすること。

ア~ウ 「略]

(2) 利用円滑化経路を設ける場合には、次 に定める基準

ア~エ [略]

オ 床面積の合計が2,000平方メートル以 上の建築物(直接地上へ通ずる出入口の ある階から利用居室、政令第14条第1項 第1号の車いす使用者が円滑に利用する ことができるものとして国土交通大臣が 定める構造の便房(以下「車いす使用者 用便房」という。) 又は車いす使用者用 駐車施設のある階との上下の移動のない 建築物を除く。)には、利用円滑化経路 を構成するエレベーター (キに規定する ものを除く。)を設けること。

カ~ク 「略]

ケ 排水溝を設ける場合の溝蓋にあっては 、次に定める基準

(ア) 「略]

(イ) 車いすのキャスター等が落ち込ま ないものとすること。

(3) [略]

「略]

不特定かつ多数の者が利用する洗面所を設 12 洗面 所 ける場合には、次に定める基準に適合する洗 面所を1以上設けること。

(1) • (2) [略]

にあっては2以上設けること。ただし、機 械式の自動車車庫で、常時勤務する者によ り当該車庫への出入りがなされる場合にあ っては、この限りでない。

(2) 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 には、次に定める基準

ア 「略]

イ 積雪、落雪、路面凍結等に十分配慮し 、車椅子使用者が安全に利用することが できる場所に設けること。

円滑化 経路

8 利用 (1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定 める経路のうち1以上を、<u>全て</u>の人が安全 かつ円滑に利用できる経路(以下「利用円 滑化経路」という。)とすること。

ア~ウ 「略]

(2) 利用円滑化経路を設ける場合には、次 に定める基準

ア~エ [略]

オ 床面積の合計が2,000平方メートル以 上の建築物(直接地上へ通ずる出入口の ある階から利用居室、政令第14条第1項 第1号の車椅子使用者が円滑に利用する ことができるものとして国土交通大臣が 定める構造の便房(以下「車椅子使用者 用便房」という。) 又は車椅子使用者用 駐車施設のある階との上下の移動のない 建築物を除く。)には、利用円滑化経路 を構成するエレベーター(キに規定する ものを除く。)を設けること。

カ~ク 「略]

ケ 排水溝を設ける場合の溝蓋にあっては 、次に定める基準

(ア) 「略]

(イ) 車椅子のキャスター等が落ち込ま ないものとすること。

(3) [略]

「略]

12 洗面 不特定かつ多数の者が利用する洗面所を設 ける場合には、次に定める基準に適合する洗 所 面所を1以上設けること。

(1) • (2) [略]

(3) (2)の水栓器具を設けた洗面器のうち 、1以上の洗面器の高さは、75センチメー トル以上80センチメートル以下とし、下部 に高さ65センチメートル以上で奥行き45セ ンチメートル以上のけ込みを設けるなど車 いす使用者の使用が容易なものとすること

13 浴室 医療施設、社会福祉施設、宿泊施設又は公 (寝室 衆浴場において不特定かつ多数の者が利用す 又は客る浴室を設ける場合には、次に定める基準に 室の内 適合する浴室を1以上(男子用及び女子用の 部に設 区別のあるときは、それぞれ1以上) 設ける 置すること。

ものを (1) 「略]

除く。

(2) 車いす使用者が円滑に利用することが できるよう十分な空間が確保されているこ ے ح

(3) [略]

席

- 14 観覧 (1) 観覧席を設ける場合には、次に定める 基準に適合する車いす使用者用の席を確保 すること。
 - ア 車いす使用者用の席の幅は、90センチ メートル以上、奥行きを120センチメー トル以上とすること。
 - イ 車いす使用者用の席の数は、席の総数 が100席以下の場合にあっては1以上、 100席を超え400席以下の場合にあっては 2以上、400席を超える場合にあっては 2に400席を超える席数200席ごとに1を 加えた数以上とすること。
 - ウ 車いす使用者用の席の床は、水平であ ること。
 - (2) 観覧席を有する室の出入口から(1)の 車いす使用者用の席に至る通路のうち、1 以上の通路は、次に定める基準

ア [略]

- イ 高低差がある場合には、次に定める基 準に適合する傾斜路を設けること。
 - (ア) 勾配は、12分の1 (高低差が16セ ンチメートル以下の場合にあっては、 8分の1)を超えないこと。

(3) (2)の水栓器具を設けた洗面器のうち 、1以上の洗面器の高さは、75センチメー トル以上80センチメートル以下とし、下部 に高さ65センチメートル以上で奥行き45セ ンチメートル以上の蹴込みを設けるなど車 椅子使用者の使用が容易なものとすること

13 浴室 医療施設、社会福祉施設、宿泊施設又は公 (寝室 衆浴場において不特定かつ多数の者が利用す 又は客る浴室を設ける場合には、次に定める基準に 室の内 適合する浴室を1以上(男子用及び女子用の 部に設 区別のあるときは、それぞれ1以上)設ける 置すること。

ものを (1) 「略]

除く。

(2) 車椅子使用者が円滑に利用することが できるよう十分な空間が確保されているこ と。

(3) [略]

席

- 14 観覧 (1) 観覧席を設ける場合には、次に定める 基準に適合する 車椅子使用者用の席を確保 すること。
 - ア 車椅子使用者用の席の幅は、90センチ メートル以上、奥行きを120センチメー トル以上とすること。
 - イ 車椅子使用者用の席の数は、席の総数 が100席以下の場合にあっては1以上、 100席を超え400席以下の場合にあっては 2以上、400席を超える場合にあっては 2に400席を超える席数200席ごとに1を 加えた数以上とすること。
 - ウ 車椅子使用者用の席の床は、水平であ ること。
 - (2) 観覧席を有する室の出入口から(1)の 車椅子使用者用の席に至る通路のうち、1 以上の通路は、次に定める基準

ア 「略]

- イ 高低差がある場合には、次に定める基 準に適合する傾斜路を設けること。
 - (ア) 勾配は、12分の1 (高低差が16セ ンチメートル以下の場合にあっては、 8分の1)を超えないこと。

	(イ) [略]		
15 カウ	カウンター又は記載台を設ける場合には、		15
ンター	そのうち1以上は、高さを75センチメートル		
及び記	程度とし、下部に高さ65センチメートル以上		j
載台	で奥行き45センチメートル以上の <u>け込み</u> を設		Ī
	けるなど <u>車いす使用者</u> の使用が容易なものと		
	すること。		
16 公衆	(1) 公衆電話台を設ける場合には、そのう		16
電話台	ち1以上は、下部に高さ65センチメートル		i
	以上で奥行き45センチメートル以上の <u>け込</u>		
	<u>み</u> を設け、プッシュボタンの高さを90セン		
	チメートル以上100センチメートル以下と		
	するなど <u>車いす使用者</u> の使用が容易なもの		
	とすること。		
	(2) (1)の公衆電話台へ通ずる出入口を設		
	ける場合には、次に定める基準		
	ア [略]		
	イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉す		
	る構造その他の <u>車いす使用者</u> が容易に開		
	閉して通過できる構造とし、かつ、その		
	前後に高低差がないこと。		
[略]			
19 水飲	水飲み場を設ける場合には、そのうち1以		19
み場	上は、次に定める基準に適合する水飲み器を		à
	設けること。		
	(1) 飲み口の高さを75センチメートル程度		
	とし、下部に高さ65センチメートル以上で		
	<u>車いす使用者</u> の使用に支障がない奥行きを		
	有する <u>け込み</u> を設けるなど <u>車いす使用者</u> の		
	使用が容易なものとすること。		
	(2) [略]		
20 現金	(1) [略]		20
自動支	(2) (1)の現金自動支払機へ通ずる出入口		
払機及	を設ける場合には、次に定める基準		4
び券売	ア [略]		Ĩ
機	イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉す		ŧ
	る構造その他の <u>車いす使用者</u> が容易に開		
	閉して通過できる構造とし、かつ、その		
	前後に高低差がないこと。		
鉄道の関		汝	2 金

	(イ) [略]
15 カウ	カウンター又は記載台を設ける場合には、
ンター	そのうち1以上は、高さを75センチメートル
及び記	程度とし、下部に高さ65センチメートル以上
載台	で奥行き45センチメートル以上の <u>蹴込み</u> を設
	けるなど <u>車椅子使用者</u> の使用が容易なものと
	すること。
16 公衆	(1) 公衆電話台を設ける場合には、そのう
電話台	ち1以上は、下部に高さ65センチメートル
	以上で奥行き45センチメートル以上の <u>蹴込</u>
	<u>み</u> を設け、プッシュボタンの高さを90セン
	チメートル以上100センチメートル以下と
	するなど <u>車椅子使用者</u> の使用が容易なもの
	とすること。
	(2) (1)の公衆電話台へ通ずる出入口を設
	ける場合には、次に定める基準
	ア [略]
	イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉す
	る構造その他の <u>車椅子使用者</u> が容易に開
	閉して通過できる構造とし、かつ、その
	前後に高低差がないこと。
[略]	
19 水飲	水飲み場を設ける場合には、そのうち1以
み場	上は、次に定める基準に適合する水飲み器を
	設けること。
	(1) 飲み口の高さを75センチメートル程度
	とし、下部に高さ65センチメートル以上で
	<u>車椅子使用者</u> の使用に支障がない奥行きを
	有する <u>蹴込み</u> を設けるなど <u>車椅子使用者</u> の
	使用が容易なものとすること。
	(2) [略]
20 現金	(1) [略]
自動支	(2) (1)の現金自動支払機へ通ずる出入口
払機及	を設ける場合には、次に定める基準
び券売	ア [略]
機	イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉す
	る構造その他の <u>車椅子使用者</u> が容易に開
	閉して通過できる構造とし、かつ、その

2 鉄道の駅 (1の表に規定する部分を除く。) に関する整 2 鉄道の駅 (1の表に規定する部分を除く。) に関する整

前後に高低差がないこと。

整備項目

[略]

	降場に至る通路(4に定める基準に適合する	
	エレベーターが設置されるときは、当該エレ	
	ベーターの昇降路を含む。)は、次に定める	
	基準	
	(1)・(2) [略]	
	(3) 当該通路のうち、それぞれ1以上の通	
	路は、次に定める基準	
	ア [略]	
	イ 高低差がある場合には、(4)に定める	
	基準に適合する傾斜路及びその踊場又は	
	車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基	
	準法の規定に適合する昇降機で専ら <u>車い</u>	
	<u>す使用者</u> の利用に供するものをいう。以	
	下同じ。)を設けること。	
	ウ 1に定める基準に適合する改札口並び	
	に4に定める基準に適合するエレベータ	
	一及び <u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u> の	
	昇降路の出入口に接する部分は、水平と	
	すること。	
	(4) 通路に設けられる傾斜路及びその踊場	
	にあっては、次に定める基準	
	ア [略]	
	イ <u>勾配</u> は、12分の1(傾斜路の高さが16	
	センチメートル以下の場合にあっては、	
	8分の1)を超えないこと。	
	ウ 高さが75センチメートルを超えるもの	
	(<mark>勾配</mark> が20分の1を超えるものに限る。	
)にあっては、高さ75センチメートル以	
	内ごとに踏幅150センチメートル以上の	
	踊場を設けること。	
	エ・オ [略]	
[略]		
4 エレ	前年度における1日当たりの平均乗降客数	
ベータ	が3,000人以上の鉄道の駅の1に定める基準	
_	に適合する改札口から乗客乗降場に至る経路	
	において 5 メートル以上の高低差がある箇所	
	·	

整備基準

2 通路 1に定める基準に適合する改札口から乗客乗

備基準		
整備項目	整備基準	
[略]		
2 通路	1に定める基準に適合する改札口から乗客乗	
	降場に至る通路(4に定める基準に適合する	
	エレベーターが設置されるときは、当該エレ	
	ベーターの昇降路を含む。)は、次に定める	
	基準	
	(1)・(2) [略]	
	(3) 当該通路のうち、それぞれ1以上の通	
	路は、次に定める基準	
	ア [略]	
	イ 高低差がある場合には、(4)に定める	
	基準に適合する傾斜路及びその踊場又は	
	車椅子使用者用特殊構造昇降機 (建築基	
	準法の規定に適合する昇降機で専ら <u>車椅</u>	
	<u>子使用者</u> の利用に供するものをいう。以	
	下同じ。)を設けること。	
	ウ 1に定める基準に適合する改札口並び	
	に4に定める基準に適合するエレベータ	
	ー及び <u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u> の	
	昇降路の出入口に接する部分は、水平と	
	すること。	
	(4) 通路に設けられる傾斜路及びその踊場	
	にあっては、次に定める基準	
	ア「略」	
	イ <u>勾配</u> は、12分の1(傾斜路の高さが16	
	センチメートル以下の場合にあっては、	
	8分の1)を超えないこと。	
	ウ 高さが75センチメートルを超えるもの	
	(<u>勾配</u> が20分の1を超えるものに限る。 	
) にあっては、高さ75センチメートル以	
	内ごとに踏幅150センチメートル以上の	

[略]

前年度における1日当たりの平均乗降客数 4 エレ ベータ が3,000人以上の鉄道の駅の1に定める基準 に適合する改札口から乗客乗降場に至る経路 において5メートル以上の高低差がある箇所

踊場を設けること。 [略]

エ・オ

- には、次に定める基準に適合するエレベータ ーを設けること。
- (1) <u>かご</u>の幅は、140センチメートル以上 とすること。
- (2) <u>かご</u>の奥行きは、135センチメートル 以上とすること。
- (3) <u>かご</u>の平面形状は、<u>車いす</u>の転回に支 障がないものとすること。
- (4) <u>かご</u>内には、<u>かご</u>が停止する予定の階 及び<u>かご</u>の現在位置を表示する装置を設け ること。
- (5) <u>かご</u>内には、<u>かご</u>が到着する階並びに <u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声 により知らせる装置を設けること。
- (6) <u>かご</u>及び昇降路の出入口の幅は、それ ぞれ80センチメートル以上とすること。
- (7) <u>かご</u>内及び乗降ロビーには、<u>車いす使</u> 用者が利用しやすい位置に制御装置を設け ること。
- (8) <u>かご</u>内及び乗降ロビーに設ける制御装置 ((7)に規定する制御装置を除く。)は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内 その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。
- (9) 「略]
- (10) 乗降ロビーには、到着する<u>かご</u>の昇降 方向を音声により知らせる装置を設けるこ と。ただし、<u>かご</u>内に、<u>かご</u>及び昇降路の 出入口の戸が開いた時に<u>かご</u>の昇降方向を 音声により知らせる装置が設けられている 場合にあっては、この限りでない。
- (11) <u>かご</u>内の背面には、<u>車いす使用者</u>が戸 の開閉状態及び<u>かご</u>内の広さを確認できる 平面鏡を設けること。
- (12) かご内の側板に手すりを設けること。
- 5 便所 (1) 1に定める基準に適合する改札口から 乗客乗降場に至る経路又は乗客乗降場に不 特定かつ多数の者が利用する便所を設ける 場合には、そのうち1以上(男子用及び女 子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める基準

- には、次に定める基準に適合するエレベータ ーを設けること。
- (1) <u>籠</u>の幅は、140センチメートル以上と すること。
- (2) <u>籠</u>の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- (3) <u>籠</u>の平面形状は、<u>車椅子</u>の転回に支障 がないものとすること。
- (4) <u>籠</u>内には、<u>籠</u>が停止する予定の階及び <u>籠</u>の現在位置を表示する装置を設けること
- (5) <u>籠</u>内には、<u>籠</u>が到着する階並びに<u>籠</u>及 び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により 知らせる装置を設けること。
- (6) <u>籠</u>及び昇降路の出入口の幅は、それぞ れ80センチメートル以上とすること。
- (7) <u>籠</u>内及び乗降ロビーには、<u>車椅子使用</u> <u>者</u>が利用しやすい位置に制御装置を設ける こと。
- (8) <u>籠</u>内及び乗降ロビーに設ける制御装置 ((7)に規定する制御装置を除く。)は、 点字、文字等の浮き彫り、音による案内そ の他これらに類する方法により視覚障害者 が円滑に操作できる構造とすること。
- (9) 「略]
- (10) 乗降ロビーには、到着する<u>籠</u>の昇降方 向を音声により知らせる装置を設けること 。ただし、<u>籠</u>内に、<u>籠</u>及び昇降路の出入口 の戸が開いた時に<u>籠</u>の昇降方向を音声によ り知らせる装置が設けられている場合にあ っては、この限りでない。
- (11) <u>籠</u>内の背面には、<u>車椅子使用者</u>が戸の 開閉状態及び<u>籠</u>内の広さを確認できる平面 鏡を設けること。
- (12) 籠内の側板に手すりを設けること。
- 5 便所 (1) 1に定める基準に適合する改札口から 乗客乗降場に至る経路又は乗客乗降場に不 特定かつ多数の者が利用する便所を設ける 場合には、そのうち1以上(男子用及び女 子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める基準

- ア <u>車いす使用者用便房</u>が設けられている こと。
- イ <u>車いす使用者用便房</u>及び当該便房が設けられている便所の出入口にあっては、 次に定める基準

(ア) 「略]

- (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開 閉する構造その他の<u>車いす使用者</u>が容 易に開閉して通過できる構造とし、か つ、その前後に高低差がないこと。
- ウ <u>車いす使用者用便房</u>を設置した旨を、 当該便房を有する便所の出入口付近に見 やすい方法で表示すること。
- (2) 1に定める基準に適合する改札口から 乗客乗降場に至る経路又は乗客乗降場に不 特定かつ多数の者が利用する男子用小便器 のある便所を設ける場合には、そのうち1 以上の便所に次に定める基準に適合する小 便器を1以上設けること。

ア 「略]

- イ 洗浄装置は、<u>くつべら式</u>、光感知式そ の他の操作が容易なものとすること。
- (3) (1)及び(2)の便所を設ける場合には 、次に定める基準

ア [略]

イ 床には、<u>車いす使用者</u>が使用する際に 支障となる段を設けないこと。

ウ [略]

エ ウの水栓器具を設けた手洗いのうち、 1以上の手洗いの高さは、75センチメートル以上80センチメートル以下とし、下 部に高さ65センチメートル以上で奥行き 45センチメートル以上の<u>け込み</u>を設ける など<u>車いす使用者</u>の使用が容易なものと すること。

6 案内 案内板等を設ける場合には、主要な案内板 板等 等は、次に定める基準に適合するものとする こと。

(1) • (2) 「略]

(3) <u>車いす使用者用便房</u>を設置した便所が ある場合には、その位置を表示すること。

- ア <u>車椅子使用者用便房</u>が設けられている こと。
- イ <u>車椅子使用者用便房</u>及び当該便房が設 けられている便所の出入口にあっては、 次に定める基準

(ア) [略]

- (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開 閉する構造その他の<u>車椅子使用者</u>が容 易に開閉して通過できる構造とし、か つ、その前後に高低差がないこと。
- ウ <u>車椅子使用者用便房</u>を設置した旨を、 当該便房を有する便所の出入口付近に見 やすい方法で表示すること。
- (2) 1に定める基準に適合する改札口から 乗客乗降場に至る経路又は乗客乗降場に不 特定かつ多数の者が利用する男子用小便器 のある便所を設ける場合には、そのうち1 以上の便所に次に定める基準に適合する小 便器を1以上設けること。

ア 「略]

- イ 洗浄装置は、<u>靴べら式</u>、光感知式その 他の操作が容易なものとすること。
- (3) (1)及び(2)の便所を設ける場合には 、次に定める基準

ア [略]

イ 床には、<u>車椅子使用者</u>が使用する際に 支障となる段を設けないこと。

ウ [略]

エ ウの水栓器具を設けた手洗いのうち、 1以上の手洗いの高さは、75センチメートル以上80センチメートル以下とし、下 部に高さ65センチメートル以上で奥行き 45センチメートル以上の<u>蹴込み</u>を設ける など<u>車椅子使用者</u>の使用が容易なものと すること。

6 案内 案内板等を設ける場合には、主要な案内板 板等 等は、次に定める基準に適合するものとする こと。

(1) • (2) 「略]

(3) <u>車椅子使用者用便房</u>を設置した便所が ある場合には、その位置を表示すること。 [略]

3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道	歩道等を設ける場合には、次に定める基準
、地下	(1) [略]
道その	(2) 歩道等の巻込部における歩道等と車道
他の歩	とのすりつけ及び横断歩道における歩道等
行者用	と車道とのすりつけにあっては、次に定め
通路(る基準
以下「	ア すりつけ <u>勾配</u> は、12分の1を超えない
歩道等	こと。
」とい	イ 車道と歩道等とは、縁石等で区画する
う。)	ものとし、 <u>車いす使用者</u> が通過する際に
	支障となる段を設けないこと。
	(3)~(5) [略]
[略]	

4 公園等(1 の表に規定する部分を除く。)に関する整備 基準

本 毕	
整備項目	整備基準
1 出入	1以上の出入口を設ける場合には、次に定め
П	る基準
	(1) [略]
	(2) <u>車いす使用者</u> が通過する際に支障とな
	る段を設けないこと。
	(3) [略]
	(4) <u>勾配</u> は、12分の1(傾斜路の高さが16
	センチメートル以下の場合にあっては、8
	分の1)を超えないこと。
2 園路	1に定める基準に適合する出入口から園内の
	主要な施設に至る園路のうち、1以上の園路
	は、次に定める基準
	(1) [略]
	(2) <u>車いす使用者</u> が通過する際に支障とな
	る段を設けないこと。
	(3) [略]
	(4) 傾斜路の <u>勾配</u> は、12分の1(傾斜路の
	高さが16センチメートル以下の場合にあっ
	ては、8分の1)を超えないこととし、必
	要に応じて、踊場を設けること。
	(5) 排水溝を設ける場合の溝蓋は、滑りに

[略]

3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準	
1 歩道	歩道等を設ける場合には、次に定める基準	
、地下	(1) [略]	
道その	(2) 歩道等の巻込部における歩道等と車道	
他の歩	とのすりつけ及び横断歩道における歩道等	
行者用	と車道とのすりつけにあっては、次に定め	
通路(る基準	
以下「	ア すりつけ <u>勾配</u> は、12分の1を超えない	
歩道等	こと。	
」とい	イ 車道と歩道等とは、縁石等で区画する	
う。)	ものとし、 <u>車椅子使用者</u> が通過する際に	
	支障となる段を設けないこと。	
	(3)~(5) [略]	
[略]		

4 公園等(1の表に規定する部分を除く。)に関する整備 基準

整備項目	整備基準	
1 出入	1以上の出入口を設ける場合には、次に定め	
П	る基準	
	(1) [略]	
	(2) <u>車椅子使用者</u> が通過する際に支障とな	
	る段を設けないこと。	
	(3) [略]	
	(4) <u>勾配</u> は、12分の1(傾斜路の高さが16	
	センチメートル以下の場合にあっては、8	
	分の1)を超えないこと。	
2 園路	1に定める基準に適合する出入口から園内の	
	主要な施設に至る園路のうち、1以上の園路	
	は、次に定める基準	
	(1) [略]	
	(2) <u>車椅子使用者</u> が通過する際に支障とな	
	る段を設けないこと。	
	(3) [略]	
	(4) 傾斜路の <u>勾配</u> は、12分の1(傾斜路の	
	高さが16センチメートル以下の場合にあっ	
	ては、8分の1)を超えないこととし、必	
	要に応じて、踊場を設けること。	
	(5) 排水溝を設ける場合の溝蓋は、滑りに	

くい仕上げとし、かつ、 <u>車いす</u> のキャスタ 一等が落ち込まないものとすること。	くい仕上げとし、かつ、 <u>車椅子</u> のキャスタ ー等が落ち込まないものとすること。
(6) [略]	(6) [略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、公布の日から施行する。